

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る  
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書  
ニュージーランド回答（仮訳）

食品安全委員会

# I 生体牛のリスク評価に必要な情報

## 1 侵入リスク

### 1.1 生体牛の輸入

#### 1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること  
(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1988年12月	英国からの生体牛の輸入が禁止された。 英国からの牛の精液および胚の輸入が禁止された。
1989年5月 1989年	1989年以降、BSEの届出が義務づけられた。 1988年以降、牛の輸入はオーストラリア、カナダ、ニューカレドニアおよび米国からのみ許可された。その他の国に関する輸入規制は存在しない。 ニューカレドニアからは、牛は輸入されていない。1998年に米国から輸入された牛1頭はすでに死亡している。1999年にカナダから雌のデクスター16頭が輸入された。年齢は5か月～11歳、5名の所有者からの輸入であった。そのうち4頭は死亡しており、残りの12頭はサーベイランスの下に置かれている。カナダ及び米国から輸入された牛、これらの子孫またはこれらの牛の群れの中に、BSEの徴候が観察されたものはない。2003年にカナダおよび米国でBSE例が1例ずつ発見されるまでは、カナダおよび米国においてBSEはBSEフリーの国であった。カナダおよび米国で発生したBSE牛はデクスターではなかったため、ニュージーランドへ輸入された牛とは関係および関連がなかった。オーストラリアから輸入された牛は現在もすべて生存しており、監視下にある。 1998年および欧州委員会によるニュージーランドのGBR評価以降、ニュージーランドはBSEと無関係であることを示す保証を改善するための手段が講じられている。これらの手段および開発には以下が含まれる：農林省（Ministry of Agriculture and Forestry、MAF）BSEプログラム：特定伝達性海綿状脳症の予防・管理のための貿易リスク軽減基準 動物製品法（1999年） <a href="http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0093/latest/link.aspx?search=ts_act_ani*_resel">http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0093/latest/link.aspx?search=ts_act_ani*_resel</a> 生物安全法（1993年） <a href="http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0095/latest/link.aspx?search=ts_act_bios*_resel">http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0095/latest/link.aspx?search=ts_act_bios*_resel</a>

#### (2)第三国経由での輸入に対する規制

直接輸入されるか第三国を介して輸入されるかにかかわらず、I 1.1.1 (1)に記載されている状況が当てはまる。

#### (3)罰則規定

生物安全法の第8条157項で、輸入条項の非遵守に対する罰則を定める。

### 1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局

### 1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数） （参考：H.S.Code；01.02）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
オーストラリア	33	42	43	20	86	43	74	56	17	54	28	14	29	16
カナダ	1	0	0	0	42	23	2	5	2	0	0	0	0	16
米国	9	0	3	36	1	1	0	4	1	0	0	0	1	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
オーストラリア	68	9	26	14	6	0		
カナダ	0	0	0	0	0	0		
米国	0	0	0	0	0	0		

出典統計：

### 1.1.4 BSE リスク国\*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

\* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
英国	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
カナダ	1	0	0	0	42	23	2	5	2	0	0	0		18
米国	9	0	3	36	1	1	0	4	1	0	0	3	1	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
英国	0	0	0	0				
カナダ	0	0	0	0				
米国	0	0	0	0				

出典統計：

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

リスク評価により、牛の輸入の結果としてニュージーランドの牛の集団内に BSE が発見されるリスクは、無視できると示された。リスク評価結果は、ニュージーランドの BSE リスク評価のために欧州食品安全機関（EFSA）および国際獣疫事務局（OIE）に提出され、承認を受けた。詳細なリスク評価により、輸入牛が国外から BSE をもたらす可能性が除外できる理由が示される。

### 1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

輸入牛では BSE 症例が確認されていない。

## 1.2 肉骨粉 (MBM\*) の輸入

\* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

### 1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
1962 年	1962 年以降、オーストラリアの肉骨粉は、加熱処理され有効なバイオセキュリティ通関許可証が添付されているもののみ、ニュージーランドへの輸入が許可されている。
2000 年 1 月 1 日	生物安全規制 (反すう動物たん白質) (1999 年) <a href="http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1999/0410/latest/link.aspx?search=ts%20regulation%20bios*%20resel">http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1999/0410/latest/link.aspx?search=ts regulation bios* resel</a>
2002 年	2002 年以降、肉骨粉はいかなる国からも輸入されていない。

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

直接輸入されるか第三国を介して輸入されるかにかかわらず、上記の同じ手段が適用される。

(3) 罰則規定

本規制で述べられているすべての違反に対する罰則は本法の 157(6)項に定められている。特に、これらの反すう動物のたん白質に関する規制に関する罰則は以下の通りである。

1. 個人の場合は 5,000 ドル以下の罰金
2. 企業の場合は 15,000 ドル以下の罰金

### 1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局  
非遵守の事例はない。

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報（年次別、国別トン数）  
（参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
オーストラリア					25	43.44	61.6	21.6	20.5	19.15	0	1.0	0	45.21

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
オーストラリア	20.97	2.26	2	0	0	0	0	0

出典統計： \_\_\_\_\_

1.2.4 BSEリスク国\*から輸入されたMBMに関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できないMBMの量

- \* BSEリスク国：EFSAのGBRでレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

この期間にはニュージーランドに肉骨粉は輸入されていない。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられるMBMについて、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当なし - 2002年以降、いかなる国からも肉骨粉は輸入されていない。

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2000年1月1日	生物安全規制（反すう動物たん白質）（1999年） OIE基準で許可されているもの（例：乳製品）以外の動物性油脂は、反すう動物飼料用として輸入されていない。この規則で許可および除外される脂肪については、規制の第2項：解釈に記載する。

(2)第三国経由での輸入に対する規制

直接輸入されるか第三国を介して輸入されるかにかかわらず、(1)に記載されている制度が適用される。

(3)罰則規定

1.2.1 (3)を参照のこと。

### 1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局  
非遵守の事例はない。

### 1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

反すう動物飼料用の動物性油脂は、OIE基準で許可されているもの以外は輸入されていない。

### 1.3.4 BSEリスク国\*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

- \* BSEリスク国：EFSAのGBRでレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

不適格な動物性油脂は反すう動物の飼料用として輸入されていない。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当なし - 2000年以降、不適格な動物性油脂は輸入されていない。

## 2 暴露・増幅リスク

### 2.1 飼料規制

#### 2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1996年5月	英国で新たにvCJD患者が発見されたことを受け、反すう動物用に製造された飼料に反すう動物たん白質（乳たん白質を除く）を含めることの自発的な禁止が実施された。
2000年1月1日	反すう動物に対しての反すう動物たん白質の給餌を禁止する生物安全規制（反すう動物たん白質）（1999年）では、形、組成または混合を問わず、経営者が反すう動物たん白質管理プログラムを準備、登録および実施することを義務づけている。 この規則は、反すう動物の全組織（乳製品を除く）を、牛、羊、鹿、山羊およびアルパカなどの反すう動物に給餌しないこと、または接触可能としないことを義務づけている。反すう動物たん白質を含有する飼料（および肥料）には「注意：羊、牛、鹿、アルパカ、山羊などの他の反すう動物に給餌しないこと」と表示しなければならない。

## (2)罰則規定

本規制で述べられているすべての違反に対する罰則は本法の 157(6)項に定められている。特に、これらの反すう動物のたん白質に関する規制に関する罰則は以下の通りである。

1. 個人の場合は 5,000 ドル以下の罰金
2. 企業の場合は 15,000 ドル以下の罰金

## 2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

### 2.2.1 飼養形態

#### 2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法\*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

\* 飼料給与方法…例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

ニュージーランドの農業は高品質の牧草地に基づいている。反すう動物の生産は牧草に基づいており、反すう動物に対して濃縮飼料が与えられることは非常に少ない。

#### 2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

○はい →下記質問へ

いいえ →2.2.1.3 へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 \_\_\_\_\_ % (2007年現在)

#### 2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛\*の割合

\*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

○はい →下記質問へ

いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 \_\_\_\_\_ % (2007年現在)

## 2.2.2 飼料製造施設の基本情報

### 2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数 飼料生産施設の種類の		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
		1990	1995	2000	2005	
* <sub>1</sub> 専用施設	豚用飼料専用					
	家禽用飼料専用					
	家禽及び豚用飼料専用					
	反すう動物用飼料専用					
* <sub>2</sub> 混合施設	ライン分離済み					
	ラインを洗浄					
	特に交差汚染防止対策は取っていない					

\* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

\* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

2009年3月現在、反すう動物用飼料および反すう動物たん白質を含む飼料を製造する施設として、10施設がニュージーランド農林省バイオセキュリティ局に登録されている。  
これらの施設は生物安全規制（反すう動物たん白質）に準拠して、厳密な分離管理を実行している。  
90社は反すう動物由来たん白質を含まない飼料を製造している。  
20社は非反すう動物用飼料のみを製造または袋詰めしている。

### 2.2.2.2 飼料生産量

#### (1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

年 用途畜種別		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
		1990	1995	2000	2005	
* <sub>1</sub> 専用施設 配合飼料	反すう動物用					
	豚用					
	鶏用					
	その他 ( )					
* <sub>2</sub> 混合施設 配合飼料	反すう動物用					
	豚用					
	鶏用					
	その他 ( )					

\* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

\* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

飼料工場別		年	1986-1990	1995	1996	2001-2005	2006-
専用施設で作られた飼料	(子牛用飼料)			35,725	28,000		
	(乳牛用飼料)			40,316	22,240		
	(反すう動物用)			11,720	4,560		
	その他 ( )						

## (2)原料由来畜種別

データは収集されておらず、BSE 管理のための OIE 基準でも要求されていない。

(トン (期間内の合計))

原料由来畜種別		年	1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
肉骨粉	反すう動物由来原料含む						
	反すう動物由来原料含まない						
動物性油脂	反すう動物由来原料含む						
	反すう動物由来原料含まない						
魚粉							
その他の飼料 ( )							

### 2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

		用途	1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
含む肉骨粉	反すう動物由来原料を	反すう動物用飼料					
		反すう動物以外用飼料					
		肥料等					
		廃棄					
含まない肉骨粉	反すう動物由来原料	反すう動物用飼料					
		反すう動物以外用飼料					
		肥料等					
		廃棄					

12.2.2.2 (1)を参照

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下					
	0.15%超					
飼料用	0.15%以下					
	0.15%超					
その他	0.15%以下					
	0.15%超					

12.2.2.2 (1)を参照

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体  
 ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局

(2)遵守状況確認の方法  
 ニュージーランド食品安全省検証局 (NZFSA Verification Agency) により実施される。

(3)確認結果 (規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容、対応)

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析 (分析法*)		その他 ( )		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

検査対象農家別に作成すること：例) 牛飼養農家、綿山羊飼育農家

\*分析法については、分析に用いる材料及び手法 (ELISA 等) を明記。 \_\_\_\_\_

規制の非遵守の事例はない。

### 2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1996年5月	反すう動物用に製造された飼料に反すう動物たん白質（乳たん白質を除く）を含めることの自発的な禁止
2000年1月1日	<p>生物安全（反すう動物たん白質）規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>形、組成、混合を問わず、反すう動物に対する反すう動物たん白質の給餌を禁止する。</li> <li>反すう動物の全組織（乳製品を除く）を牛、羊、鹿、山羊およびアルパカなどの反すう動物に給餌しないこと、または接触可能としないことを義務づける。反すう動物たん白質を含有する飼料（および肥料）には「注意：羊、牛、鹿、アルパカ、山羊などの反すう動物に給餌しないこと」と表示しなければならない。</li> </ul> <p>反すう動物たん白質を使用し多角経営を行う飼料会社の経営者は、反すう動物用飼料の製造を行う前に、反すう動物たん白質管理プログラムを準備、実施および登録しなければならない。</p> <p>各プログラムには、飼料が反すう動物由来たん白質によって汚染されるリスクを管理および最小限に抑える方法を明記しなければならない。また、経営者によって雇用された独立の監査人を指名しなければならない。</p> <p>また監査人による年間監査確認報告書の写しを <b>MAF</b> に提出し、反すう動物原料に由来しない反すう動物用飼料は、反すう動物に対して合法的に給餌可能であることを示す表示がなされる。</p>

#### (2) 罰則規定

12.1.1 (2)を参照のこと。
-------------------

### 2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

<p>(1) 実施主体 ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局</p> <p>(2) 遵守状況確認の方法 ニュージーランド食品安全省検証局（NZFSA Verification Agency）により実施される。</p>
---

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。 例) 配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

\* 分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。 \_\_\_\_\_

規制の非遵守の事例はない。

**2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果**

**2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）**

年	検査方法*1			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O			

\*1 検査方法：M=顕微鏡検査 E=ELISA法 O=その他（具体的に）

\*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。  
 （例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準）

粉砕機の洗浄後に製造された（反すう動物たん白質は存在しないはずの）飼料から微量の反すう動物たん白質が検出されたことを受け、ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局は、2006年に、反すう動物たん白質を使用した設備での反すう動物用飼料の製造を許可しないこととした。

2006年以降、反すう動物用飼料および反すう動物由来たん白質を含む飼料を製造する施設は、反すう動物用飼料と反すう動物由来たん白質を含む飼料の製造に異なる設備（複数のライン）を利用することが義務づけられた。

**2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細**

反すう動物たん白質管理プログラム（RPCP）の登録を予定している飼料製造施設は、自社製品の検査を実施して遵守を監査する。すべての飼料会社は、RPCPに基づいて操業しているかどうかにかかわらず、サンプルを無作為に採取する。サンプルはラインから採取しても、充填された袋から採取してもよい。検査用および保管用サンプル（後の確認用または再検査用）の2サンプルが採取される。独立監査人の判断により、後の段階で無作為サンプルを採取してもよい。検査は非反すう動物用飼料中における反すう動物たん白質の有無を判断することを目的とする。最大で5サンプル（2×500g）の反すう動物たん白質を含まない飼料がサンプリングされる。サンプリングは汚染リスクのある製品を対象とする。

#### 2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

検査は、Neogen 社のイムノクロマトグラフィーによる側方流動アッセイである *Reveal for Ruminant in Feed* を用いて実施される。本キットは、検査キットメーカーによると 1%以上であれば検出可能であるが、実際にはこれよりも高感度であると考えられている。

Neogen 社のアッセイはスクリーンテストであるため、擬陽性が出る可能性がある。陽性となったサンプルについては、サンプルに乳製品または家禽用粉餌が含まれているかどうかに応じて以下の 2 種類の確認試験のうち 1 つが実施される。

1. サンプルに家禽用粉餌は含まれているが乳製品は含まれていない場合：  
AgriGen Biotech Pty 社（シドニー）の PCR 検査
2. サンプルに乳製品は含まれているが家禽用粉餌は含まれていない場合：  
VLA（ラディントン [英国]）の分析顕微鏡による試験

#### 2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

現在、非遵守の例 1 例が、経営者の協力を得て是正措置を受けている。当該施設では、製パン所の製品の廃棄物（主にパン）が飼料の操作に混入する。反すう動物たん白質（肉）を含むパイも混入した。当該施設の全製品は、まだ袋詰めされた段階にあり、飼料ラインに入ったものはなかった。

2006 年に MAF がラインの分離を要件とした後においても、RPCP なしで操業した飼料会社が数例あった。これらの会社は、要件を認識した直後に非遵守を中止し、以降は遵守を確認するための再調査を年間ベースで受けている。

2008 年には、犬用ビスケットおよび反すう動物用飼料（反すう動物たん白質は含まない）を別ラインで製造している飼料会社 1 社が、RPCP なしで操業していることが判明したが、ラインは別の建物内にあるために、反すう動物用飼料による汚染のリスクは非常に低いものと判断された。この飼料会社は RPCP が必要であることを認識した後、直ちに RPCP を登録した。

重大でない非遵守の例（銅が馬用飼料に添加されたものが、表示要件に反して製品に非反すう動物用ではないと表示された等）がいくつか記録された。規制により義務づけられている監査時に、職員の訓練の詳細が更新されていなかった。このような事例は直ちに是正された。

#### 2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

ニュージーランドの反すう動物生産体系は牧草地に基づいており、濃縮飼料が与えられることは非常に少ない。1995 年までは推定で年間 8,000 トンの肉骨粉が牛に与えられていたが、これらはすべてニュージーランド国内で現地の原材料を用いて製造されたものであった。1995 年以降、反すう動物に対して肉骨粉は給餌されなくなった。1995 年から 2000 年までは反すう動物に対する動物性たん白質給餌に関する自発的な禁止が飼料会社によって行われ、2000 年以降は法令で定められた禁止令に代わった。1962 年以降はオーストラリアを除き、いかなる国からも肉骨粉は輸入されなかった。さらに、オーストラリアから輸入された肉骨粉が BSE ではない牛に由来するものであるとしても、これらは肥料としてのみ利用され、動物用飼料としては利用されなかった。反すう動物たん白質飼料禁止令が義務づけられてからは、ニュージーランド国内で製造された肉骨粉は非反すう動物（家禽および豚）に対する飼料または肥料の製造に利用されている。このような状況を考慮すると、ニュージーランド国内の牛に対して肉骨粉を与えることによる BSE 増幅の可能性は無視できるものと考えられる。

2001 年に欧州委員会に提示された ニュージーランドが伝達性海綿状脳症の危険性のない国であるとの認識に改められた事例 (<http://www.biosecurity.govt.nz/files/pests/tse/eu-case.pdf> で閲覧可能) を参照のこと。

## 2.3 特定危険部位 (SRM) の利用

ニュージーランドのように BSE が存在しないと考えられている国においては、OIE 国際獣疫事務局により定義されるような特定危険部位も存在しない。

### 2.3.1 基本情報

#### 2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別 (専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類)

(箇所、トン (期間内の合計))

		1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
専用施設	原料に反すう動物由来のものを含む	施設数			41	
		生産量			236,000 トン/年	
	原料に反すう動物由来のものを含まない	施設数				
		生産量				
混合施設	ライン分離済み	施設数				
		生産量				
	ラインを洗浄	施設数				
		生産量				
	特に交差汚染防止対策は取っていない	施設数				
		生産量				

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

NZFSA は 2009 年 9 月にレンダリング業務規約を発行しており、ここにはリスク管理プログラムの形成、登録、実施要求に準拠するための指針が示されている。この業務規約には、反すう動物由来たん白質の管理に関する詳細も含まれている。

<http://www.nzfsa.govt.nz/industry/general/cops/rendering/amdt-0.pdf>

2000 年 1 月以降、生物安全規制 (反すう動物たん白質) (1999 年) により、反すう動物用飼料が反すう動物たん白質により汚染されるリスクを経営者が管理および最小限に抑える方法を明記したプログラムの登録および提出を義務づけた。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

HACCP プログラムには交差汚染の防止に関する条項が含まれる。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

（箇所、トン（期間内の合計））

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005 41 施設	2006～
形態 A	施設数				33%(13 施設)	
	生産量				56,000 トン/年 MBM	
形態 B	施設数				1 施設	
	生産量				5,000 トン/年 MBM	
形態 C	施設数				11%(4 施設)	
	生産量				16,000 トン/年 MBM	
形態 D	施設数				30%(12 施設)	
	生産量				48,000 トン/年 MBM	

タイプ A：圧力：2.3 気圧 温度：135℃ 時間：80 分 バッチ操作 乾式レンダリング

タイプ B：圧力：2.5 気圧 温度：135℃ 時間：60 分 半連続操作 湿式および乾式レンダリング

タイプ C：圧力： 温度：125～130℃ 時間：160～180 分 連続操作 乾式レンダリング

タイプ D：圧力： 温度：95℃ 時間：2～10 分 連続操作 乾式レンダリング

### 2.3.2 死廃牛の処理

#### 2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1999 年	動物製品法（1999 年）
2000 年	生物安全（反すう動物たん白質）規制（1999 年）

#### (2)罰則規定

動物製品法の違反に対する罰則は本法の第 10 条に、生物安全（反すう動物たん白質）規制の違反に対する罰則は生物安全法（1993 年）の 157(6)項に定められている。

#### 2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

##### (1)実施主体

ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局（基準）および AsureQuality（検証）

ニュージーランド食品安全省（基準）および NZFSA 検証局（検証）

##### (2)遵守状況確認の方法

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

\* 分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。

規制の非遵守の事例はない。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRMの定義はあるか？

○はい →2.3.3.1へ 国際基準による。

いいえ →2.3.3.2へ

2.3.3.1 SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷

ニュージーランドには BSE がいないため、特定臓器（SBO）または特定危険部位（SRM）の禁止は必要なく、適切でもない。

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部\*の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

\*日本がSRMとして規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用		肥料用	食用	処理（処分）	その他
	牛用	牛以外用				
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

BSE リスクが無視できる国においては、これらの詳細は重要でない。

### 2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	健全牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990				
1991～1995				
1996～2000				
2001～2005				
2006～				

BSE リスクを無視できる国においては、これらの詳細は重要でない。

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

該当なし。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

該当なし。

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

レンダリングが通常の処理方法である。

## 2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

### 2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

	スクレイピー		慢性消耗性疾患	伝達性ミンク脳症	その他（ ）	陽性患者の処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

ニュージーランドは、伝達性海綿状脳症（TSE）が無い国であると認められている。

### 2.4.2 国内防疫規制の概要

生物安全法（1993年）

## 3 BSE サーベイランス（サーベイランスによる検証）

### 3.1 母集団の構造

#### 3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数]				
		雄		雌		
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛
1986	頭数					
	月齢*					
1991	頭数					
	月齢*					
1995 6/30	頭数	2,328,353	88,052	2,766,102	4,089,817	
	月齢*	全月齢				
2001	頭数	肉牛 449,281		乳牛 5,161,589		
	月齢*	全月齢				
2006	頭数	肉牛 4,439,136		乳牛 5,169,557		
	月齢*	全月齢				

（月齢\*：と畜時平均月齢）

用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

内訳：	
2歳以上の肉用牛	405,751
1歳～2歳未満	679,788
1歳未満の子牛	596,650
非繁殖用の雄牛（すべての年齢）	604,221
その他（すべての年齢）	41,943
繁殖用に利用される肉牛および未経産雌牛	1,425,379

## 3.2 BSE サーベイランスの概要

### ●BSE サーベイランス制度はあるか？

○はい→3.2.1 へ

いいえ→3.3 認知プログラムへ

### 3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

#### 3.2.1.1 制度の概要について

##### (1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）について

BSE は生物安全法（1993 年）により通知義務が課せられている疾患である。

農林省(MAF)は、輸入動物の疾患サーベイランスプログラムに対して資金を助成する。これは実質的には TSE モニタリングプログラムである。

TSE サーベイランスでは、主に、TSE に合致する病歴のあるすべての症例から採取されて診断検査所へ提出された試料の検査に焦点が置かれる。

また、MAF はさまざまな新規の TSE 検査法を検証するための陰性対照として、大量の牛の脳を海外の検査施設に提供している。

MAF および NZFSA は、すべての輸入牛の生涯にわたる厳しいサーベイランスの実施も継続する。

さらに、ニュージーランド食肉業界は、2000 年から 2005 年中期中に行われた強化 TSE サーベイランスプログラム（と畜場またはレンダリング工場へ送られた特定の牛のウエスタンブロット法（Prionics）による検査に重点を置く）に対して資金を助成した。このプログラムでは、以下のクラスの牛が検査対象とされた。

- 到着時に既に死亡していた牛
- 囲い内で死亡しているのが発見された牛
- 囲い内で廃棄とされ、「ダウンナー」牛を含む BSE 「症例定義」に適合する牛
- 輸入牛（年齢は考慮しない）
- ペットフード用にレンダリング工場へ送られた一部の牛

##### (2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

(2006 年) (頭)

カテゴリ*	
異常牛の合計（内訳は以下の通り）：	2,792
流産／周産期死亡	98
衰弱	1174
不妊	56
神経疾患	130
呼吸器病	122
突然死	368

（更新された統計値はニュージーランド農林省バイオセキュリティ局のサーベイランス誌

[<http://www.biosecurity.govt.nz/publications/surveillance/index.htm>] より入手できる）

### (3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

農林省の動物疾患サーベイランスのための年間予算は 630 万ニュージーランドドル、外来病への対応のための年間予算は 640 万ニュージーランドドルである。MAF では伝達性海綿状脳症（TSE）に関して以下のサーベイランスプログラムを実行中である。

- ニュージーランド動物病理検体収集において保管されている固定済みの牛の脳に関する遡及的研究
- 獣医師および農家に TSE の臨床症状を通知することを目的とする積極的な教育プログラム
- TSE と思われる進行性中枢神経系疾患の徴候が見られる羊、山羊、牛または鹿の脳を検査のため検査施設へ提出する場合の、獣医師に対する財政的信用
- 1982 年から 1988 年までに英国から輸入された牛 12 頭のモニタリング
- 神経疾患の臨床症状が見られたため、MAF 動物衛生研究所または MAF による承認を受けた私立の検査施設またはマッシー大学獣医学部の剖検施設へ提出された羊、山羊、牛または鹿の脳の組織病理学的スクリーニング（1998 年に開始され、政府は 2 歳以上の牛、羊および山羊の脳の検査費用を助成した）
- と畜前検査時に中枢神経系症状が見られた牛、羊、山羊および鹿の脳の検査

ニュージーランドで TSE が発生していないことの国際的な認識を裏付けるため、MAF は 1990 年初頭より連続的な TSE サーベイランスおよびモニタリングプログラムを継続している。このプログラムには以下の要素が含まれる。

- 開業獣医師および農家に対する TSE 認識キャンペーン（MAF は TSE サーベイランスプログラムに対する奨励金を 2002 年に増額し、農家および獣医師へ直接支払われるシステムに変更した。以下の OIE の陸生動物衛生規約の変更を受け、牛に対する奨励金および臨床基準は 2005 年に再度変更された。）
- 1993 年以降、すべての TSE の届出を義務化
- 外来病が疑われるあらゆる症例を報告するための無料電話番号
- 検査診断センター（IDC）が疑わしい症例の専門家による検査を支援
- MAF による承認を受けた診断検査所のネットワーク
- MAF の獣医病理学専門家
- TSE 検査サンプルの国際的なリファレンス研究施設への照会（必要に応じて）。

カテゴリ B の BSE サーベイランスへの移行の一部として、開業獣医師および農家への牛サンプルに対する奨励金は 2007 年 5 月 1 日に減額された。

### (4)疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制

TSE が認められない場合は措置を講じる必要はない。BSE が疑われるあらゆる動物に対応する非常事態計画が作成されている。

### 3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

#### 規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990年	すべての TSE に関する牛のサーベイランスプログラムが開始された。 あらゆる TSE 病原体の侵入および拡散を防ぐため、ニュージーランドには包括的な TSE 予防／サーベイランスプログラムがある。また、BSE が疑われる動物（牛、羊、山羊および鹿）を対象とするサーベイランスもある。さらに、BSE が疑われるあらゆる動物の症例に対処するための非常事態計画も作成されている。
2007年5月	OIE により、ニュージーランドの BSE ステータスは「なし (free)」から「リスクが無視できる (negligible risk)」に変更された。OIE の規定にしたがい、ニュージーランドはタイプ B サーベイランスに移行された。

#### (2) 罰則規定

違反に対する罰則は、動物製品法または生物安全規制（反すう動物たん白質）のどちらに対する非遵守であるかによって異なる。後者の場合は 1.2.3.2.1 (2) に定められている。

### 3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

農林省

### 3.2.2 サーベイランスの成績

#### 3.2.2.1 実施頭数

##### (1) サーベイランス実施年ごとの頭数

(可能な場合は、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	歩行困難牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996				76	
1997				108	108
1998	1009			78	1087
1999				97	97
2000	264			46	310
2001	285			99	384
2002	2853			84	2937
2003	1970			89	2059
2004	2800			118	2918
2005	688			1094	1782
2006			1395		1395
2007			484		484

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(2)生まれ年別の頭数

(可能なならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991				110	
1992					
1993					
1994					
1995					
1996				194	
1997					
1998					
1999				526	
2000					
2001					
2002				264	
2003					
2004					
2005					
2006					
2007					

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006 年)

地域名	地域内の州	カテゴリー				合計
		通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

ニュージーランドは地域ごとにこれらの統計値を収集していない。

**3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合  
(個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと**

動物個体識別、耳標および歯生状態

**3.2.4 検査手法**

**3.2.4.1 検査材料採取手法 (採取を行う者に関する情報 (資格、その他) を含む) 及びガイドライン**

オーストラリアおよびニュージーランドの標準診断プロトコール (2003年10月)

(動物衛生検査標準小委員会 (SCAHLs) により公布された。これはオーストラリアおよびニュージーランドの獣医学検査施設ネットワークの活動を示すものである。SCAHLs は、オーストラリアおよびニュージーランド両国のこのような問題に対処する第一次産業常任委員会への報告を行う動物衛生委員会の小委員会である。)

<http://www.scahls.org.au/standardprocedures/terrestrial/TSE.pdf>

**3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ**

13.2.4.1 に記載の通り。

**3.2.4.3 検査手法 (一次検査、確認検査)**

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

13.2.4.1 に記載の通り。

**3.2.4.4 検査施設 (認証されている施設であること)**

一次試験実施機関数	
確認試験実施機関数	

13.4 を参照のこと。

**3.2.4.5 確認検査の判定体制 (判定者の専門性及び人数を明記)**

国際基準を満たす必要がある。13.2.4.1 を参照のこと。

### 3.3 BSE 認知プログラム

#### ●BSE 認知プログラムが存在するか？

○はい→以下の問い 3.3.1 へ／□いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

#### 3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

農林省(MAF)は 1990 年に BSE 認知プログラムを開始した。

BSE 関連の臨床症状の認知度を高めるため、すべての登録獣医師および家畜産業団体には、回覧物および書面情報が何度も送付されている。このような連絡の際には常に、TSE 症例が疑われる場合の生物安全法に基づく農林省への通知義務を意識する。

*New Zealand Veterinary Journal, Vetscript, Surveillance, Deer Farmer, New Zealand Farmer, Straight Furrow, Vet Cervus* および *Animal Health Laboratory* ニュースレターなどの農業および獣医学系の出版物には、BSE に関する広報が定期的に掲載されている。

#### 3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

ニュージーランドでは約 1,990 名の獣医師が登録されており、うち 230 名は NZFSA によって雇用されており、970 名は臨床獣医師である。

MAF は、当局のほか、家畜産業組織の代表および獣医師が定期的に集まり輸入方針や疾患サーベイランスおよび外来病に対する備えなどの問題について協議する一連の農業安全保障委員会を運営する。

1991 年に最初の ACCC が組織されて以来、BSE は毎回議題に上っている。

#### 3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

マッシー大学獣医学部（ニュージーランド唯一の獣医学部）の学部生は TSE に関する多くの講義および指導を受ける。獣医学部生のための標準的なニュージーランドの羊の医学に関するテキストである *The Sheep: Health, Disease and Production* (Bruere, AN, West, DM, 1993 年) には、スクレイピーおよび関連疾患に関して詳細に記述されている。

MAF の職員訓練演習では、英国およびオーストラリアで製造された BSE およびスクレイピーの臨床的な側面に関するビデオが広く利用されており、最終学年の獣医学部生および開業獣医師にも利用されている。MAF はスクレイピーおよび BSE に関するビデオのコピーを農業団体に提供している。1999 年には、BSE に関する項目を含むビデオマガジンがニュージーランドの各農家に送付された。

#### 3.3.4 BSE が確認された場合の対応

ニュージーランドではこれまでに BSE が記録または報告されていない。OIE 手順が適用される。

### 3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

#### 3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

1989 年以降、BSE の届出が義務づけられた。

#### 3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

1993 年に生物安全法が発布されて以来、動物の海綿状脳症はすべて届出が義務づけられた。

1997 年 11 月 26 日以降、生物安全法（修正）（1997 年）の 2(3)項（1997 年、第 89 号）に従い、届出義務のある病原体にプリオンが含まれた。

#### 3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

生物安全法（1993 年）の第 46 節の違反に対する罰則は、個人の場合は 100,000 ドル以下の罰金または 5 年の懲役、企業の場合は 200,000 ドル以下の罰金である。

#### 3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

ニュージーランド国内では民間企業 2 社が 7 つの動物衛生研究所を運営している。

これらの施設は MAF と契約しており、「ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局の TSE の診断に関する基準（第 3 号、2007 年 8 月）」に準拠して運営されている。

また、サンプルは Wallaceville にある MAF のリファレンス研究施設でも検査される。プログラムは以下の 4 つの要素からなる。

- TSE の診断除外を目的として行う、提出された神経疾患の病歴がある全サンプルの検査施設の獣医師によるスクリーニング
- TSE 病変の検出を目的として行う、神経疾患の病歴がある動物成体から採取されたすべての脳の獣医病理学者によるスクリーニング
- BioRAD 社の ELISA 法を利用した組織病理学的検査結果のリファレンス研究施設による確認
- 臨床症状に基づき開業獣医師により TSE と疑われた症例の、Wallaceville にあるニュージーランド農林省バイオセキュリティ局検査診断センター（IDC）での検査（検査用サンプルの収集を含む）。このカテゴリーには、臨床病理学者が病歴に基づいて TSE を鑑別診断に含めた症例も含まれる。

検査施設は、TSE 感染が疑われる動物から採取された組織のスクリーニングにおいて標準的な診断法を利用する。OIE の「診断法とワクチンのための標準マニュアル」に記載されている基準を診断基準とする。動物の TSE の診断基準は、検査施設における神経疾患症例の取り扱い、検査、報告および記録の統一の保証を目的として 1997 年に導入された。

TSE が疑われる症例から採取された神経組織が自己分解性を示すまたは組織学的スクリーニングに適さない場合、もしくは、組織病理学者が追加情報を必要とする場合には、組織を英国中央獣医研究所へ送付することがある。

### 3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

- ・ BSE が疑われる牛
- ・ BSE に関連して殺処分された牛
- ・ 死産牛  
等

ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局は、2005年7月1日より農場経営者および獣医師に対して以下の TSE 検査奨励金を直接支払っている。

農場経営者に対する奨励金

牛	133 ドル+商品サービス税 (GST : 12.5%)
鹿	100 ドル+GST
羊および山羊	50 ドル+GST

獣医師に対する奨励金

牛	220 ドル+GST
鹿	160 ドル+GST
羊および山羊	140 ドル+GST

- 従事者が脳を除去する場合は以下のように減額される：牛の場合は 70 ドル+GST、鹿の場合は 60 ドル+GST、羊の場合は 30 ドル+GST。

事例の定義は以下の通りである。

- 治療に不応の代謝異常があると考えられる牛
- 明白な損傷のない「ダウンナー（歩行困難）」牛
- 過去の搾乳成績は問題なかったが、行動的な理由により淘汰されようとしている乳用牛
- 神経系に由来すると考えられる何らかの徴候（例：耳単収縮）を示している牛で、治療に不応のもの
- 歩行または姿勢に、明らかに筋骨格系によるものではない異常が認められる牛
- 羊、山羊および鹿の成体における治療に不応の進行性神経疾患例
- 鹿における治療に不応の進行性衰弱例
- 鹿成体における急性または最急性肺炎もしくは吸収性肺炎例

<http://www.biosecurity.govt.nz/pests-diseases/animals/tse/surveillance-incentives.htm> も参照のこと。

## II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

### 1 と畜対象

#### 1.1 トレーサビリティ

##### 1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1999年7月1日	<p>家畜の個体識別のための法的規制は、1999年までなかった。しかしながら、所有権の確認および繁殖を目的として、耳標、耳印または獣皮への焼印が全国的に使用されていた。</p> <p>この日以降に産まれたすべての牛および飼育された鹿は、30日齢に達した後、出生群から最初に移送される前に公式に個体識別されなければならない。これはBSE関連の要件ではない。生涯を通じて移動中の個体識別を可能とするために、主要なプラスチック製耳標および副次的な装置を使用および保持しなければならない。主要な耳標には、承認を受けたロゴ、固有の群番号および個体番号が記載されている。と畜時には群番号および個体番号の両方を含むバーコードが読み取られ、有効な識別子のデータベースが電子的に更新される。</p> <p>牛および鹿の移送時には結核申告カードが添付され、購入者によって保管された。これは長年にわたるニュージーランド結核管理プログラムの要件であった。結核申告カードは家畜履歴報告書に置き換えられた。</p>
2000年	<p>家畜履歴報告書は、以下に基づき制定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 動物製品法（1999年）、（動物製品通知（ヒト消費用製品の仕様）（2004年）  <a href="http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/legislation/notices/animal-material-product/human-consumption/admin-consolidation-of-hc-spec.pdf">http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/legislation/notices/animal-material-product/human-consumption/admin-consolidation-of-hc-spec.pdf</a></li> <li>- 動物製品通知（動物消費用製品の仕様）（2006年）  <a href="http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/legislation/notices/animal-material-product/animal-consumption/animalconsumptionspecifications.pdf">http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/legislation/notices/animal-material-product/animal-consumption/animalconsumptionspecifications.pdf</a></li> </ul> <p>および</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生物安全指令（国家牛結核菌管理戦略）（1998年）  <a href="http://www.legislation.govt.nz">http://www.legislation.govt.nz</a></li> </ul> <p><u>生物安全規制（輸入動物、胚および精液）（1999年）</u>は、胚として輸入された動物の生涯にわたるトレーサビリティおよび輸入精液の特定の受容個体へのトレーサビリティを保証するものである。実際に、人工授精産業は既にすべての精液（輸入精液および国内精液）の流通について記録している。ニュージーランドは限られた範囲の国から繁殖目的で臨時に動物を輸入する。ニュージーランドへの輸出準備が行われる際に、生体は輸入動物として二重の公式な耳標で識別される。これらの動物については、生涯にわたる移動が個別にモニタリングされる。</p>

## (2)罰則規定

動物製品法（APA）または生物安全規制（輸入動物、胚および精液）（1999年）に対する非遵守の有無に応じて、違反に対する罰則はAPAまたは12.3.2.1(2)に提示されている。

### 1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

1986年以降、乳用牛の96%については、家畜改良協会（LIC）により子孫の追跡が可能であった。1986年以前に関しても、数年に遡って詳細な記録が保管されている。このシステムを利用して、ほとんどすべての乳用動物および一部の乳用品種の牛が識別された。その他は、農場の記録および種牛のDNAプロフィールに関するLICの詳細なデータベースを利用して追跡可能であった。LICの個体識別システムは、11.1.1(1)に記載されている牛および鹿に関する国家個体識別プログラム（Tb）と統合されているため、二重の耳標が生涯にわたり利用された。全てではないものの多くの肉用種の牛が、これまでに、人工授精会社、系統品種協会、家畜性能記録計画及び農場の経営レベルで管理された記録により、管理された家畜記録データベースを通じて追跡可能であった。たとえば、人工授精を利用する肉用牛の約半数は、トレーサビリティを容易に提供できる家畜記録データベースに貢献している。

### 1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

#### (1)実施主体

農林省

ニュージーランド食品安全庁

#### (2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

100%

#### (3)遵守状況確認の方法

NZFSA Verification Agency が家畜履歴報告書に基づき確認を実施する。

#### (4)確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

BSEに関連する非遵守の事例はない。

### 1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

#### (1)月齢確認方法

歯生状態

#### (2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

100%

## 1.2 と畜頭数

### 月齢・区分ごとのと畜頭数

(以下の年の10月から9月まで - 指示的な数値を示す)

年	BSE 疑いのある動物 (必ずしも BSE 疑いと決められたものではない)	30 ヶ月齢以上の健康と畜牛 (成牛)	その他 (子牛)	合計
1986				
1987				
1988	23,226	2,282,874	859,335	3,165,435
1989	16,311	1,931,597	722,594	2,670,502
1990	12,806	2,153,174	737,415	2,903,395
1991	13,127	2,132,630	779,603	2,925,360
1992	11,844	2,260,430	792,931	3,065,205
1993	13,672	2,041,859	814,021	2,869,552
1994	20,134	2,409,613	1,237,184	3,666,931
1995	24,353	2,436,275	1,389,063	3,849,691
1996	24,047	2,423,666	1,386,882	3,834,595
1997	25,652	2,461,565	1,381,130	3,868,347
1998				
1999				
2000				
2001				
2002				
2003				
2004				
2005				
2006				

## 2 と畜場

### 2.1 と畜場の概要

#### 2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
1989 年	1962 年以降、オーストラリアの肉骨粉 (MBM) は、加熱処理され有効な輸入許可書が添付されているもののみニュージーランドへの輸入が許可されている。反すう動物の飼料としては利用されていない。
1993 年	1989 年以降、BSE の届出が義務付けられた。
1996 年 5 月	生物安全法 (1993 年) 反すう動物用に製造された飼料に反すう動物たん白質 (乳たん白質を除く) を含めることに関する任意の規制。
2000 年 1 月 1 日	生物安全規制 (反すう動物たん白質) (1999 年)

## (2)罰則規定

生物安全法（1993年）第95号、第157節：罰則

### 2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド食品安全庁

### 2.1.3 規模別と畜場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
と畜場数							
と畜頭数							

食肉規制情報の詳細は、ニュージーランドの体制（少なくとも日本の食品衛生法に相当することが明らかになっている）の評価のため、日本の規制機関（MAFF および MHLW）に対して既に提出済みである。2009年3月31日時点で、52の牛と畜場が登録されており、稼働している。

リスク管理プログラムの登録：

<http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/registers-lists/risk-management-programmes/index.htm>

## 2.2 と畜処理の概要

### 2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

### 2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	
獣医官の数	

## (2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

## (3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

オンラインでの食肉検査

(獣医官)

遵守の全面的な監視

## (4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

## (5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

BSE の同定に関する特別な訓練はない。

(獣医官)

と畜前およびと畜後検査に関するすべての面について十分に訓練されている (外来病を含む)

## 2.3 と畜前検査

### 2.3.1 と畜前検査の概要

#### (1)と畜前検査に関連する文書を添付

動物製品通知 (ヒト消費用の哺乳類、ダチョウおよびエミューの死前および死後検査) (2006年)

<http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/legislation/notices/animal-material-product/ante-mortem/ampmpecifications.pdf>

業界合意基準4 食用動物の調達 (2002年5月)

<http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/meat/meatman/is4/is4.pdf>

(上記 業界合意基準4 食用動物の調達(2002年5月)より)

すべての生体動物は、検査官によりと畜前検査が行われる。

と畜前検査により、病気もしくは人の食用に適さない状態であることが確認された動物は専用施設に移動し隔離させられる。

## (2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準

関連文書を添付

これらの問題は、外来病に関する訓練プログラム（バイオセキュリティ局のウェブサイト参照）において対処されている。TSEについては<http://www.biosecurity.govt.nz/pests/tse>を参照のこと。

（上記URLより）

### 【臨床兆候】

接触・音への過敏反応、鼻をなめる、歯ぎしり、不安、激しい興奮、  
頭を低くする・背中を曲げる・後肢のこわばり・運動失調・ふらつき・小走り・転倒などの異常、  
乳量の低下

## 2.4 と畜場での BSE 検査

### ●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

○はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ

いいえ →2.5 スタンニング方法へ

### 2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

添付の NZFSA の BSE 脳幹サンプリング手順を参照のこと。

### 2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

家畜履歴報告書（ASD）、耳標および歯生状態が利用可能である。

### ●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

○はい →2.4.4 検査結果へ

いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

### 2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

と畜場で採取されたサンプルは、I 3.2 の示すとおり、と畜場外の承認を受けた検査施設で検査されている。

### 確認検査方法

と畜場で採取されたサンプルは、I 3.2 の示すとおり、畜場外の承認を受けたと研究所で検査されている。認証検査施設のリストは NZFSA のサイト([www.nzfsa.govt.nz](http://www.nzfsa.govt.nz))で閲覧可能であるとともに、日本の厚生労働省でも保持されている。

## 2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 ヶ月齢超の健康と畜牛		その他の牛		全数	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005								
2006								
2007								

検査はと畜場では完了されない。採取すべきサンプル数については 13.2.2.1 を参照のこと。

## 2.5 スタンニングの方法

### 2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

方法については、産業基準 5 と畜および解体 IS/IAS 5：と畜および解体（2002 年）の人道的と畜の章に記載されている：[\[http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/meat/meatman/is5/is5.pdf\]](http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/meat/meatman/is5/is5.pdf)

（実施要綱としてまもなく発布される）。

また動物福祉法（1999 年）により制定されており、HP にて閲覧可能である。

[（www.legislation.govt.nz）](http://www.legislation.govt.nz)

**2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）**

ニュージーランド食品安全庁

**2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合  
（使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か）（2007年現在）**

スタンガンを使用していると畜場数 _____施設（ %）	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する _____施設（ %）
		しない _____施設（ %）
スタンガンを使用していないと畜場数 _____施設（ %）		

スタンガンの使用は国際（OIE）基準に準拠する。

**2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている  
と畜場数及び割合（2007年現在）**

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数	（ %）
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない と畜場数	（ %）

圧縮空気／ガス注射の使用は国際（OIE）基準に準拠する。

**2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合（2007年現在）**

と畜ハンマーを使用していると畜場数	（ %）
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	（ %）

圧縮空気／ガス注射の使用は国際（OIE）基準に準拠する。

**2.6 ピッシング**

**2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）  
概要を記載し、関連文書を添付**

ニュージーランドのと畜場においてピッシングは実施されない。

**2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）**

ニュージーランドのと畜場においてピッシングは実施されない。

**2.6.3 ピッシングを行っている畜場数及び割合（2007年現在）**

ピッシングを行っている畜場数	（ 0 %）
ピッシングを行っていない畜場数	（ 100 %）

## 2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

### 2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

#### (1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

これらの背割りに関する手順は特定危険部位に関連したものであり、OIEにより BSE リスクが無視出来るとされる国においては、これらの手順は要求されていない。

#### (2)回収したせき髄片の処理状況

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

#### (3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

(ニュージーランド産業基準 5 と畜及び解体より)

製品に触れた、ナイフを含む全ての器具は、通常、各と体ごとに洗浄または滅菌消毒されなければならない。

#### (4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部、及びせき柱は SRM と分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSA の公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場除去されている。

#### (5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

#### (6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

輸出先国からの要求があった場合、公認食肉検査官及び獣医官が、と体にせき髄組織の残存がないかどうか、無作為に検査を行っている。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

背割りはと畜の工程には含まれない。  
ニュージーランドには SRM がないため、代わりとなる手順の決定は要求されていない。

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

### 2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部、及びせき柱は SRM と分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSA の公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場除去されている。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

これらの部位は、危険部位と考えられていない。  
輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。

## 2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

### 2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

動物製品法（1999年）により、すべてのと畜場がリスク管理プログラムを実行することが義務づけられた。リスク管理プログラムには、SSOP および HACCP を網羅する手順が含まなければならない。  
<http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/meat/meatman/haccp/meat/index.htm>

### 2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド食品安全庁

したがうべき遵守手順については、日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

### 2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

特に BSE の管理に関連するものはない。

### 2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合（2007年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	( 100 %)	( 100 %)
措置を導入していないと畜場数	( %)	( %)

## 3 食肉処理場

### 3.1 食肉処理場の概要

#### 3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

(2) 罰則規定

既述の通り。

#### 3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド食品安全庁

したがうべき遵守手順については、日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

### 3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		~100	101~500	501~	1	2	3~
食肉処理場数							
処理頭数							

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

## 3.2 食肉処理の概要

### 3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

### 3.2.2 食肉検査官・獣医官について

#### (1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	
獣医官の数	

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

#### (2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

#### (3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

II 2.2.2 (3)を参照のこと。

(獣医官)

II 2.2.2 (3)を参照のこと。

#### (4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

## (5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

(獣医官)

日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

### 3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

#### 3.3.1 せき柱の除去手法について

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

#### 3.3.2 せき柱の処理方法について

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部、及びせき柱は SRM と分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSA の公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場で除去されている。

### 3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

#### 3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

(規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

動物製品法（1999 年）で義務づけられるリスク管理プログラム

(管理プログラムには、SSOP 及び HACCP を網羅する手順が含まれていなければならない)

#### 3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

ニュージーランド食品安全庁

したがうべき遵守手順については、日本の規制機関に対して詳細を既に提出済み。

#### 3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

特に BSE の管理に関連するものはない。

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 (2007 年現在)

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	( 100 %)	( 100 %)
措置を導入していない食肉処理場数	( 0 %)	( 0 %)

4 食肉等のリスク

4.1 食肉および機械的回収肉 (MRM)

●食肉及び MRM に関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1 へ / いいえ→4.1.3 へ

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

4.1.1 食肉及び機械的回収肉 (MRM) (先進的機械回収肉 (AMR) 含む) に関する規制の概要及び規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

II 4.1 を参照のこと。

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

該当なし。

4.1.3 機械的回収肉 (MRM) を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

市販の機械により生産。

ニュージーランドから日本への輸出実績はない。

4.2 内臓

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則 (法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃 (口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃) はいつ、どこで、どのように除去されているのか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部、及びせき柱は SRM と分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSA の公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場で除去されている。

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部、及びせき柱は SRM と分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSA の公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場で除去されている。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

BSE リスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

#### 4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP 等の有無

リスク管理プログラムには SSOP および HACCP を網羅する手順が含まれなければならない。

詳細情報は食肉マニュアルおよび関連する実務規則

(例 : <http://www.nzfsa.govt.nz/animalproducts/meat/meatman/haccp/meat/index.htm>) を参照のこと。

## 5 その他

### 5.1 輸出のための付加的要件等

#### 5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況

(関連文書を添付) (変更があった場合はその都度記載する)

日本へ輸出している食肉業者は特に、NZFSA のリストに記載され、かつ詳細情報が日本の所轄機関へ送付されている必要がある。

日本への輸出に関しては、BSE 関連であるかどうかにかかわらず、特別な処理要件はない。

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III(12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III(03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III(09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III(03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III(09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II(07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III(02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III(06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE confirmed